

ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の  
結果について（お知らせ）[関係部分抜粋]

<経済産業省同時発表>

平成27年5月18日（月）

<バーゼル条約関係>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

直 通：03-5501-3157

代 表：03-3581-3351

課 長：角倉 一郎（内線 6871）

室長補佐：塚原 沙智子（内線 6885）

主 査：渡辺 聰（内線 6885）

<ストックホルム条約、ロッテルダム条約関係>

環境省総合環境政策局環境保健部  
環境安全課

直 通：03-5521-8261

代 表：03-3581-3351

課 長：森下 哲（内線 6350）

課長補佐：斎藤 貢（内線 6368）

専門官：土井 研治（内線 6361）

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課化学物質審査室

直 通：03-5521-8253

代 表：03-3581-3351

室 長：福島 健彦（内線 6309）

室長補佐：高橋 亮介（内線 6324）

係 長：彦坂 早紀（内線 6328）

化学物質・廃棄物関連3条約の締約国会議である、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(ストックホルム条約)第7回締約国会議、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)第12回締約国会議及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(ロッテルダム条約)第7回締約国会議が、本年5月4日(月)～5月15日(金)の日程で、ジュネーブ(イス)において開催されました。

期間中、条約ごとに技術的な議題、条約の運用上の課題などについて議論が行われたほか、3条約で共通する技術協力や条約間の連携の強化による効率的な対策の実施についての議論が3条約合同で行われました。

ストックホルム条約については、条約上の規制対象物質として新たに3物質群が追加されたことから、今後国内で担保するための所要の措置を講じる予定です。バーゼル条約については、3つの技術ガイドライン(POPs 廃棄物、水銀廃棄物及びE-waste)が採択されました。ロッテルダム条約では、1物質(メタミドフォス)が新たに条約対象物質に追加されました。

## 1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(ストックホルム条約)、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(ロッテルダム条約)の締約国会議は、有害な化学物質及び廃棄物を規制し、これらが環境及び人の健康に与える影響を防ぐという3条約共通の目的を効果的に達成するため、2013年に続き今回も合同で開催されました。

## 2. 会合の概要

### (1) 開催地・会議期間

開催地: ジュネーブ(スイス)

開催期間: 2015年5月4日(月)～5月15日(金)

#### [各締約国会議の実施スケジュール]

ストックホルム条約第7回締約国会議	5月6日～8日、14日～15日
バーゼル条約第12回締約国会議	5月8日～12日、14日～15日
ロッテルダム条約第7回締約国会議	5月12日～15日
3条約締約国会議合同セッション	5月4日～5日、8日、14日～15日

※決議案の一部はそれぞれの締約国会議中に採択されたほか、議論の残った決議案については5月14日～15日に決議セッションを開催して採択されました。

各締約国会議の議長は、ストックホルム条約はヨハンナ・リシンジャー・ペイツ氏(スウェーデン)が、バーゼル条約はアンドレ・ヤグシウイック氏(ポーランド)が、ロッテルダム条約はムハンマド・ハシャシュネ氏(ヨルダン)が、3条約合同セッションは3議長が共同で務めました。

### (2) 主な議題

#### [ストックホルム条約] (結果の概要は別添1を参照)

- 条約上の規制対象物質の追加
- 条約附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)の適用除外の評価
- 条約の有効性評価
- 遵守手続

#### [バーゼル条約] (結果の概要は別添2を参照)

- POPs廃棄物、水銀廃棄物及びE-Wasteに関する技術ガイドライン
- 更なる法的解釈の明確化の提供
- 有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するガイドライン

#### [ロッテルダム条約]

- 条約附属書III(事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象となる化学物質)への化学物質の追加
- 遵守手続

#### [3条約合同セッション部分] (結果の概要は別添3を参照)

- 技術協力と能力開発、地域センターの活用、資金メカニズム
- 3条約の協力と連携の強化
- 共同条約事務局の組織と運営、予算

(3)我が国からの出席者

我が国から、外務省、経済産業省及び環境省から構成される政府代表団が出席しました。

(4)サイエンスフェア

会合期間中の5月7日～9日に開催された3条約合同のサイエンスフェア(条約に関する科学的知見等の展示会)では、我が国が行っている東アジアPOPsモニタリング事業などが紹介されました。

### 3. 次回会合の予定

次回会合は、2017年4月23日～5月5日にジュネーブで開催される予定です。今回と同様に3条約の締約国会議を連續で開催するとともに、3条約共通の課題については合同セッションで議論する予定です。また、会合には各締約国の閣僚級が参加するハイレベルセグメントが含まれる予定です。

#### [添付資料]

別添1 ストックホルム条約第7回締約国会議の結果の概要

別添2 バーゼル条約第12回締約国会議の結果の概要 [略]

別添3 ストックホルム、バーゼル、ロッテルダム3条約合同セッションの結果の概要 [略]

こちらの添付資料は以下の環境省報道発表資料のURLから入手できます。

<http://www.env.go.jp/press/index.php>



## ストックホルム条約第7回締約国会議（COP7）の結果の概要

平成27年5月18日

### 1. 会議の概要

2015年5月4日～15日にジュネーブ（スイス）において、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs条約）の第7回締約国会議（COP7）が開催され、新たにポリ塩化ナフタレン（PCN）が同条約の附属書A（廃絶）及び附属書C（非意図的放出の削減）に、ヘキサクロロブタジエン（HCBD）、ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩及びエステル類が同条約の附属書A（廃絶）に追加されることが決定されました。これらの物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶等に向けた取組を行うこととなります。また、過去に附属書A（廃絶）又は附属書B（制限）に追加された化学物質の適用除外に関する評価及び今後の見直しに関する作業計画、条約の有効性の評価などについての議論が行われました。

### 2. 会議の成果

#### （1）条約上の規制対象物質の追加

POPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の第9回会合（2013年10月）及び第10回国会合（2014年10月）における検討結果を踏まえ、POPRCから今次締約国会議に対して条約の附属書A（廃絶）、附属書C（非意図的放出の削減）への追加の勧告が行われた3物質群については、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。今後、附属書Aに追加された物質については、製造・使用等の廃絶に向けた取組を、附属書Cに追加された物質については、その非意図的な放出の削減に向けた取組を、条約の下、国際的に協調して行うことになります。なお、ヘキサクロロブタジエンについては、当初提案されていた附属書Cへの追加が見送られ、POPRCにおいて更なる評価を行うこととなりました。

この決定により改正される附属書の発効は、附属書への物質追加に関する通報を国連事務局が各締約国に送付してから1年後になります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになります。

#### ○附属書A及び附属書Cへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素数2～8を含む) <sup>*1</sup>	エンジンオイル添加剤、防腐剤等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造・使用等の禁止</li> <li>（以下の用途を除外する規定あり）<sup>*2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ポリフッ素化ナフタレン（フッ素数8を含む）製造のための使用とそのための中間体としての製造</li> <li>・ 非意図的生成による放出の削減</li> </ul> </li> </ul>

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエン (HCBD) <sup>※1</sup>	溶媒	・製造・使用等の禁止
ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類 <sup>※3</sup>	農薬、殺菌剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) <sup>※2</sup> - 電柱とその腕木への使用とそのための製造

※1 我が国においては、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレン及びヘキサクロロブタジエンについては、化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定されています。

※2 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。

日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討することとしています。

※3 ペンタクロロフェノールを有効成分とする農薬については、農薬取締法における登録が平成2年に失効しています。

(備考) 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。  
 POPs 条約ホームページ (<http://www.pops.int/>)

(2) 条約附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)の適用除外の評価について

附属書B(制限)掲載物質であるDDT(主な用途は殺虫剤。)については、条約上「認めることのできる目的」とされている病気媒介動物の防除の目的の使用的継続的な必要性が合意されました。さらに、DDTの安全、効果的かつ入手可能な代替手段については引き続き検討を進めることとされました。

また、同じく附属書B掲載物質である「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロ酸オクタンスルホニルフルオリド(PFOSF)(以下単に「PFOS」という。)」(主な用途は撥水撥油剤、界面活性剤。)については、いくつかの用途に対し適用除外が条約上で認められており、これらが引き続き必要であるかを今次COP7において評価しました。条約上認められる「個別の適用除外」については、カーペット、皮革及び衣類、繊維製品及び室内装飾品、紙及び包装用品、表面処理剤及びその調製添加剤、ゴム及びプラスチックの個別の適用除外の延長の登録がいずれの締約国からも提出されていないことから、これらの用途に関する適用除外の登録を延長しないこととなりました。また「認めることのできる目的」については、エッティング剤、半導体用レジスト等附属書に定める目的の製造又は使用が継続して必要であり、4年後の2019年の第9回締約国会議(COP9)において評価を行うこととなりました。

また、附属書A掲載物質であるヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル(以下「BDE」という。主な用途は難燃剤。)については、2017年のCOP8で個別

の適用除外の登録の延長の必要性の評価が行われることとなりました。

我が国は、BDEについてはそのリサイクルを、PFOSについてはエッティング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルム、特定の医療機器の製造時における使用についての適用除外を条約事務局に登録していますが、今後、今次締約国会議で合意されたこれら適用除外の見直しにかかるプロセスに合わせて、国内の実態について調査する予定です。

### (3) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、条約事務局により提案された有効性評価委員会のメンバーの選出、及び2017年のCOP8での報告に向けた有効性評価の実施等に係る決議が採択されました。また、今次COPにおいては我が国が属するアジア太平洋地域を含む、国連5地域において作成された第2回地域モニタリング報告書が提出されました。今後、各地域のモニタリング報告書に基づき、全球モニタリング報告書が作成される見込みです。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリング調査により得られたデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じた貢献を行っていくこととしています。

また、環境省が実施している子供の健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の成果につき、今後、条約の有効性評価に活用することができるかを検討していく意向を表明しました。

### (4) 遵守手続きの設置

ストックホルム条約の遵守委員会の設置については合意に至らず、次回締約国会議での採択に向けて引き続き検討することとなりました。